

## 04 今年度の国民健康保険税の税率改定

●税務課(役場1階) ☎823-9204 FAX.823-9627

海田町の国民健康保険税は、これまで4方式(所得割・資産割・均等割・平等割の合計)により算定していましたが、国民健康保険制度の県単位化に伴い、令和6年度から資産割が廃止され、3方式へ移行することになります。(県内23市町がすべて3方式に統一されます)

県単位化による準統一後の保険料率ベースに向け、海田町の保険税水準は上がっていくこととなりますが、保険税負担が急激に上昇しないよう、県の激変緩和措置の適用を受けながら、毎年の税率を決定します。また、資産割は令和6年度の廃止へ向け段階的な縮小の途上ですが、毎年の賦課割合※の変更が緩やかになるよう調整を図っています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を軽減する目的で、県において保険税引き下げのための財源が投入されています。

これらにより、今年度の税率は次の表のとおり決まりました。

※ 賦課割合…国民健康保険の財源として確保する保険税全体の構成割合。

## 令和3年度 国民健康保険税の税率

算定の区分		医療給付費分 (全加入者対象)	後期高齢者支援金等分 (全加入者対象)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満対象)
所得割	算定基礎額	6.04% (6.04%)	2.22% (1.95%)	1.76% (2.02%)
	令和2年中の 所得-基礎控除額に対して			
資産割	算定基礎額	5.43% (8.1%)	2.18% (2.75%)	2.38% (3.88%)
	令和3年度の固定資産税額 (土地・家屋にかかる税額)に対して			
均等割	加入者1人ごとに	26,000円 (26,100円)	9,500円 (8,500円)	9,400円 (10,700円)
平等割	1世帯ごとに	17,700円 (18,500円)	6,500円 (5,900円)	4,600円 (5,300円)

※ ( )内は昨年度の税率。

## 4方式から3方式へ移行する過程の賦課割合のイメージ図

算定年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
賦課割合区分	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割
	資産割	資産割	資産割	資産割	資産割	資産割	所得割
	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割
	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割
算定方式	4方式						3方式